

兵高教組

調査情報

第1号 2009年5月1日

兵庫県高等学校教職員組合調査部

電話：078-341-6745

http://www.hyogo-kokyoso.com

ルール違反の夏季一時金引き下げの動き この上、一時金までカットするのか！ 消費不況を深刻化させ日本経済に打撃

総選挙向けに公務員賃金引き下げという「実績」を作りたい政府・与党による圧力に屈して、国の人事院は異例の夏季一時金「特別調査」を終了、5月1日にも「勧告」する危険性があるという緊迫した情勢になっています。兵庫県の人事委員会も、そういう動きに追随して、特別調査を実施しています。

1割以上カット！？

公務員の一時金は、本来、前年の冬と当年度の夏における民間支給実態を毎年7月まで調査した上で、8月の人事院勧告に反映されます。

あえて、4月に異例の調査を実施してまで夏季一時金の引下げを強行しようとする政府・与党の思惑は、勧告ルールを無視した公務員賃金引下げの実績づくりという総選挙に向けたきわめて政治的・党略的なものです。そのことは、4月3日に各紙が「自民・公明両党の『国家公務員の給与の検討に関するプロジェクトチーム』（葉梨康弘座長）は2日、国家公務員の6月の期末手当を減らす法律案を了承した」「1割以上は減るのでは」と報道したことから明らかです。

追随する人事院・人事委員会

こうした政治的圧力に屈服して、国の人事院は、夏季一時金についての民間調査を4月7日から24日まで実施。5月1日にも国家公務員に関する勧告する危険性が高くなっています。

また、兵庫県人事委員会も、4月21日（火）～4月30日（木）に特別調査を実施しています。

存在意義が問われる

日本の公務員労働者は、労働基本権が制約されているもとの、その代償措置としての人事院・委員会勧告制度によって賃金・労働条件が決定されています。政府・与党の一時金削減の意向を受けた今回の民間調査実施は、人事院・人事委員会が労働基本権制約の代償機関としての自らの役割を否定し、公務員の賃金決定ルールを踏みにじることにつながる重大な問題です。私たちは、政府・与党の動きに無批判に従従する人事院の姿勢を、断じて認めることはできません。

日本経済にも打撃

日本の今の深刻の原因は、極端な外需依存の脆弱な日本の経済運営や、働くルールの破壊による雇用問題により、国民の購買力が大幅に低下し、内需が極端に弱まっていることにあります。与党・財界による「人災」以外の何ものでもありません。

こうした中での公務員賃金の引き下げは、一層内需を冷え込ませ、経済の回復に大きな悪影響を与えるものです。その一方で、財政規律を無視した総額15兆円超の補正予算による「景気刺激」の矛盾。共通点は、総選挙向けの党利・党略です。

「夏季一時金の引き下げの勧告をするな！」 高教組など3教組が人事委員会に申し入れ



上：申し入れをする高教組、兵庫教組、
県立大学教組の代表 右：要請書を手渡
す福住書記長

4月28日 人事委員会審理室

強く要請

高教組など教育関係3教組は、4月28日、人事委員会と交渉。「公務員の労働基本権剥奪の代償機関として、政府や県当局から独立して、その役割を毅然と果たすこと」、「夏季一時金引下げなどの勧告を断じておこなわないこと」などを強く申し入れました。

「引き下げが前提ではない」

これに対して人事委員会は、「調査を実施しているが、下げるという前提ではない」、「傾向をつかむための調査で、今後どんな対応をするか現時点では考えていない」などと回答しました。

情勢は緊迫！

その一方「6月1日が夏季一時金の基準日。それまでに結論を出す必要がある」とし、引き下げ勧告を出す場合は「5月中に出す」としています。郵送による不正確な「調査」であるにもかかわらず、「勧告する場合は、不明確なものは出せない」とし、具体的な引き下げ勧告を出す可能性は否定しませんでした。

「組合には説明責任を果たす」

3教組からの強い追及を受けて、人事委員会は「組合とは事前に協議」、「組合に対して説明責任は果たす」などしました。

全ての職場から、緊急の要請行動を！

人事委員会宛に職場要請書を

以上のような緊迫した情勢の中、高教組は、緊急に2つの運動を提起します。

一つは、人事委員会宛に、ルール違反の特別調査に抗議し、夏季一時金引き下げ勧告を出さないよう求める要請書を、全ての職場から、ファックスすることです。

緊急全教職員署名を県教委に

さらに、県教委宛の全教職員署名を緊急に取り組みます。5月下旬にも県議会で議決されかねない情勢です。直ちに取り組み、5月21日に、本部に集約してください。

要請書のひな形と署名用紙は、高教組ホームページからダウンロードしてください。